

随意契約理由書

件名	西神・山手線 長田駅 ターボ冷凍機凝縮器洗浄業務
契約の相手方	株式会社ダイキンアプライドシステムズ 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本業務は、西神・山手線 長田駅に設置しているダイキン工業(株)製ターボ冷凍機の凝縮器内部の薬品洗浄及びそれに伴う分解・整備、試運転・調整を行うものである。 長田駅設置のターボ冷凍機は令和 6 年の冷房シーズンに「高圧カット」と言われる異常が頻発し、応急処置として本来の性能を下げる運転を行わざるを得なかった。この異常に対する根本的な対策が凝縮器の薬品洗浄になり、令和 7 年の冷房シーズンに本来の性能で運転を行うためには必須の作業になる。薬品洗浄を行うためには各部の分解が必要であり、また、薬品洗浄後の再組立や運転に必要な制御・構造に関する詳細な情報は当該冷凍機メーカーのみが知りえることから、各部位の調整値などを適正に管理し機器全体の性能を保証するのは他のメーカーでは不可能である。 なお、契約相手方の(株)ダイキンアプライドシステムズはダイキン工業(株)よりメンテナンス部門が分離し設立された企業であり、現在、ダイキン工業(株)では冷凍機の修理業務を行っていないため、本業務は上記業者と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)